

申告書の記入例

前年中に収入があった人

▼申告書 表面

令和5年 3月15日

令和5年度 市民税・県民税申告書

(宛先) 春日市長

令和5年 1月1日の住所 春日市原町3丁目1番地5	番号確認 <input type="checkbox"/> 本人確認 <input type="checkbox"/> 確認資料 免・保・マ・手・他()
現住所 フリガナ カスガ タロウ	業種又は職業
氏名 春日 太郎	電話番号 (092) 584 - 1111
生年月日 36年 4月 1日	世帯主名 春日 太郎 (続柄 本人)
個人番号 38 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	

◆簡易申告◆
下記に該当する人は☑チェックをつけてください。
(☑は複数可)
※チェック項目以外の申告がない場合はチェックをつけて申告終了です。

A. 前年中は収入がなかった。

B. 非課税所得で生活していた。(遺族年金・障害年金・その他) 受給額 円

C. ①配偶者控除、②扶養控除、⑦寡婦控除、⑧ひとり親控除については、前年度の市県民税課税内容と同じ申告をします。

D. 1収入金額等、⑬社会保険料控除、⑭小規模企業共済等掛金控除、⑮生命保険料控除、⑯地震保険料控除、⑰障害者控除、⑱医療費控除については、添付している証明書類(控除証明書、源泉徴収票、障害者手帳等)のとおり申告をします。

E. 特定配当・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要を選択します。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	合計額	152	1	7	8	6	0	0	0
国民健康保険料	国民年金	15,600	150,000						
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	合計額	158							
⑮ 生命保険料控除	合計額	161	1	2	2	3	2	1	
⑯ 地震保険料控除	合計額	164							

4 所得から差し引かれる金額

⑬ 社会保険料控除	13								
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	14								
⑮ 生命保険料控除	15								
⑯ 地震保険料控除	16								
⑰ 寡婦、ひとり親控除	17								
⑱ 障害者控除	19								
⑲ 扶養控除	22								
⑳ 基礎控除	23								
㉑ 雑損控除	24								
㉒ 医療費控除	26								
合計	27								

5 給付・公的年金等に係る所得以外(65歳未満の方は給付所得以外)の市・県民税の納税方法 自分で納付(普通徴収) 受付

代理申告者記入欄
氏名 (続柄) 電話番号 住所

裏面にも記入する欄がありますから注意してください。

分攤課税に係る所得等がある人は「市民税・県民税申告書 分攤課税等用」をあわせて提出してください。

収入がない人はAにチェック
遺族年金等で生活していた人はBにチェック
昨年と扶養状況等に変更がない人はCにチェック
収入・控除の資料が全てそろっている人はDにチェック

※申告書に記載されている内容と簡易申告内容が異なる場合は、申告書に記載されている内容を優先します。

◆簡易申告◆

下記に該当する人は☑チェックをつけてください。
(☑は複数可)
※チェック項目以外の申告がない場合はチェックをつけて申告終了です。

A. 前年中は収入がなかった。

B. 非課税所得で生活していた。(遺族年金・障害年金・その他) 受給額 円

C. ①配偶者控除、②扶養控除、⑦寡婦控除、⑧ひとり親控除については、前年度の市県民税課税内容と同じ申告をします。

D. 1収入金額等、⑬社会保険料控除、⑭小規模企業共済等掛金控除、⑮生命保険料控除、⑯地震保険料控除、⑰障害者控除、⑱医療費控除については、添付している証明書類(控除証明書、源泉徴収票、障害者手帳等)のとおり申告をします。

E. 特定配当・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要を選択します。

簡易申告を活用しましょう！(収入がない人、課税資料が揃っている人などが対象です)

申告書の各項目の説明及び申告書の書き方

●収入・所得金額…前年中に得た収入等について該当する項目に記入してください

ア及び①またはイ及び② 事業 卸売業、小売業、サービス業等の営業や、大工、保険の外交員、農作物の生産、畜産等	「1 収入金額等」及び「2 所得金額」に金額を記入してください。 申告書裏面の「13 事業（営業等・農業）・不動産に関する事項」の欄に内訳を記入してください。
ウ及び③ 不動産 貸家、貸地、貸アパート等	
エ 利子 国外の銀行等の預金の利子など	一般的に利子所得は源泉分離課税なので、申告は不要です。 ただし、国外の銀行等の預金の利子等、源泉徴収されないものは申告が必要です。
オ及び⑤ 配当 株式、出資金の配当、投資信託の 収益の分配など	収入をオに、収入から必要経費（株式等の元本取得のために要した負債の利子）を引いた金額を⑤に記入し、申告書裏面の「7 配当所得に関する事項」の欄に内訳を記入してください。 ※特定配当等の所得については、配当金受取時に住民税分（5%）が徴収されておりますので、原則申告は不要です。なお、この所得について申告する場合は、申告書裏面の「11 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」の欄に住民税分（5%）を記入してください。 〈注意〉 上場株式等に係る配当所得について申告した場合、この所得についても配偶者控除や扶養控除等の判定の基になる合計所得に算入されます。この合計所得金額は、市民税・県民税の非課税判定に用いられるほか、国民健康保険税や介護保険料等の算定にも用いられます。また、一度申告したのものについては、取り下げることができません。 ※所得税の確定申告をした特定配当等の所得について、所得税と異なる課税方式を選択する場合は、以下の手順により申告してください。また、申告は住民税の納税通知書が届く前までに行ってください。 ①住民税では計上しない特定配当等の所得以外の所得及び控除について確定申告に準じて記入する。 ②◆簡易申告◆Eにチェックをする。 ③申告書に確定申告書の控えの写しを添付する。
カ 給与 給与、賃金、賞与	源泉徴収票の支払金額をカに記入してください。 ◇源泉徴収票を添付してください。※源泉徴収票が複数ある場合は合計額を記入してください。 源泉徴収票がない場合は、給与明細書を参照し申告書裏面の「6 給与所得の内訳」及び「勤務先」欄に記入してください。 専従者給与がある人は、「うち専従者給与」の欄に収入金額を記入し、専従者給与支払者名等を申告書裏面の「6 給与所得の内訳」欄内の「勤務先」に記入してください。 ※850万円以上の給与収入がある人で、所得金額調整控除（P4 参照）に該当する人は、申告書裏面の所得金額調整控除に必要事項を記入してください。
キ 雑所得（公的年金等） 国民年金、厚生年金、企業年金など	源泉徴収票の支払金額をキの欄に記入してください。 ◇源泉徴収票を添付してください。※源泉徴収票が複数ある場合は合計額を記入してください。
ク及び⑧ 雑所得（業務） 原稿料、講演料など	原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食品品の配達など副収入金額をクに記入してください。 ◇支払証明等を添付してください。 収入から必要経費を差し引いた所得金額を⑧に記入してください。申告書裏面の「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」の欄に内訳を記入してください。
ケ及び⑨ 雑所得（その他） 個人年金など	生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金、暗号資産取引などの収入金額をケに記入してください。 ◇支払証明等を添付してください。 収入から必要経費を差し引いた所得金額を⑨に記入してください。 申告書裏面の「8 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」の欄に内訳を記入してください。
コ及び⑪またはサ及び⑪ 総合譲渡 骨董品、車両等 シ及び⑪ 一時 生命保険契約に基づく一時金など	申告書裏面の「9 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」の欄に内訳を記入し、所得金額イの金額を申告書表面のコに、所得金額ロの金額を申告書表面のサに、所得金額ハの金額を申告書表面のシに、ニの金額を申告書表面の⑪に記入してください。 ※特別控除は、譲渡所得が短期と長期を合わせて原則50万円、一時所得が原則50万円です。 ◇支払証明等を添付してください。

●所得控除…要件を満たす場合、該当する項目に記入してください

⑬社会保険料控除…あなたや生計を一にする親族等の国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等をあなたが支払った場合	申告書の書き方（例）																																																																								
「⑬社会保険料控除」の欄に内訳及び合計額を記入してください。 ◇支払った証明書か領収書（写し）を添付してください。 ※証明等の添付がない場合は控除の適用ができません。 （源泉徴収票に記載されているものは控除適用）	<table border="1"> <tr> <td>⑬</td> <td>合計額</td> <td>152</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">社会保険料控除</td> <td>国民健康保険</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td>15,600</td> <td>円</td> <td>後期高齢者医療</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>国民年金</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td>13,000</td> <td>円</td> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>源泉徴収票記載額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	⑬	合計額	152	1	7	8	6	0	0	社会保険料控除	国民健康保険	円			15,600	円	後期高齢者医療	150,000	国民年金	円			13,000	円	その他		源泉徴収票記載額																																													
⑬	合計額	152	1	7	8	6	0	0																																																																	
社会保険料控除	国民健康保険	円			15,600	円	後期高齢者医療	150,000																																																																	
	国民年金	円			13,000	円	その他																																																																		
	源泉徴収票記載額																																																																								
⑭小規模企業共済等掛金控除…確定拠出年金法による個人型年金加入者掛金等をあなたが支払った場合	申告書の書き方（例）																																																																								
「⑭小規模企業共済等掛金控除」の欄に内訳及び合計額を記入してください。 ◇支払った証明書か領収書（写し）を添付してください。※証明書の添付がない場合は控除の適用ができません。	<table border="1"> <tr> <td>⑭</td> <td>新生命保険料支払額</td> <td>157</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">生命保険料控除</td> <td>旧生命保険料支払額</td> <td>161</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新個人年金保険料支払額</td> <td>158</td> <td></td> <td>3</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>旧個人年金保険料支払額</td> <td>162</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護医療保険料支払額</td> <td>156</td> <td></td> <td>4</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> </table>	⑭	新生命保険料支払額	157	1	2	2	3	2	1	生命保険料控除	旧生命保険料支払額	161							新個人年金保険料支払額	158		3	6	0	0	0	旧個人年金保険料支払額	162							介護医療保険料支払額	156		4	2	3	5	0																														
⑭	新生命保険料支払額	157	1	2	2	3	2	1																																																																	
生命保険料控除	旧生命保険料支払額	161																																																																							
	新個人年金保険料支払額	158		3	6	0	0	0																																																																	
	旧個人年金保険料支払額	162																																																																							
	介護医療保険料支払額	156		4	2	3	5	0																																																																	
⑯地震保険料控除…地震保険料、旧長期損害保険料（平成18年12月31日までに契約したもの）をあなたが支払った場合	申告書の書き方（例）																																																																								
「⑯地震保険料控除」の該当する項目に支払額を記入してください。 ◇保険会社が発行した証明書を添付してください。※証明書の添付がない場合は控除の適用ができません。	<table border="1"> <tr> <td>⑰～⑱</td> <td>ひとり親（寡婦）控除</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> </table>	⑰～⑱	ひとり親（寡婦）控除	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>									<input checked="" type="checkbox"/>
⑰～⑱	ひとり親（寡婦）控除	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇																																																																	
		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																	
			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																	
				<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																	
					<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																	
						<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																	
							<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																	
								<input checked="" type="checkbox"/>																																																																	
⑲～⑳寡婦、ひとり親控除…寡婦、ひとり親である場合	申告書の書き方（例）																																																																								
「⑲～⑳寡婦、ひとり親控除」の欄にひとり親の人は左の欄（ひ）に、寡婦の人は右の欄（算）に〇を記入し、該当する理由にチェックしてください。 ※離婚や扶養の状況等については、前年の12月31日の現況によって判断します。（年の途中で死亡した場合は、死亡の日） ●婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者（合計所得金額500万円以下に限る）について、「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用 ●上記以外の単身者（合計所得金額500万円以下に限る）で、夫と死別した後婚姻をしていない人又は生死不明などの人について「寡婦控除」（控除額26万円）を適用 ●夫と離別した後婚姻をしていない人で、扶養親族（総所得金額等が48万円以下）を有する人について「寡婦控除」（控除額26万円）を適用 ●住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載がある人は対象外																																																																									
㉑勤労学生控除…前年の合計所得が75万円以下で、かつ自己の勤労に基づかない所得が10万円以下の勤労学生（12月31日時点）である場合	申告書の書き方（例）																																																																								
「㉑勤労学生控除」の欄に学校名・学年を記入してください。 ◇学生証又は在学証明書の写しを添付してください。	<table border="1"> <tr> <td>⑲</td> <td>学校名</td> <td>〇〇大学1年</td> </tr> <tr> <td>㉑</td> <td>勤労学生控除・学年</td> <td></td> </tr> </table>	⑲	学校名	〇〇大学1年	㉑	勤労学生控除・学年																																																																			
⑲	学校名	〇〇大学1年																																																																							
㉑	勤労学生控除・学年																																																																								

⑳障害者控除（本人）…前年の12月31日時点で、障害者手帳、戦傷病者手帳を持っている場合など

「㉔申告者本人が障がい者の場合は、記入してください。」の欄に特別障害の人は右の欄（特）に、特別障害以外の障害の人は左の欄（障）に○を記入し、障害の程度の欄には持っている障害者手帳等の種類及び級を記入してください。
 (注1)
 ◇障害者手帳の写しなどを添付してください。

申告書の書き方（例）

㉔ 申告者本人が障がい者の場合は、記入してください。

障	特	障害の程度	④・精・療	2級
---	---	-------	-------	----

※本人以外の障害者控除は、配偶者控除・扶養控除等の欄に記入してください。

【障害者控除の対象の例】

区分	障害の程度
障害	障害者手帳等をお持ちで、下記「特別障害」に該当しない人
特別障害	・身体障害者手帳 1・2級 ・精神障害者保健福祉手帳 1級 ・戦傷病者手帳 特別項症～第3項症 ・療育手帳 A

㉑配偶者控除…あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下であなたと生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が48万円（給与収入で103万円）以下の場合（注2）

「㉑配偶者（特別）控除同一生計配偶者」の欄に必要な事項を記入してください。
 ※配偶者が障がい者である場合、障害の程度も併せて記入してください。（注1）
 ※婚姻や障害の状況等については、前年の12月31日の現況によって判断します。（年の途中で死亡した場合は、その死亡の日）

申告書の書き方（例）

㉑ 配偶者（特別）控除 配偶者の合計所得金額 173

氏名	春日 花子	生年月日	S36. 1 . 11	同居	身・精・療
個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8				

㉒配偶者特別控除…あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下で生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が48万円を超え、133万円以下の場合

「㉑配偶者（特別）控除同一生計配偶者」の欄に必要な事項を記入してください。
 ※配偶者控除と配偶者特別控除の両方を取ることはできません。
 ※配偶者特別控除の場合は、扶養の人数には含まれません。よって、住民税の非課税判定の人数に含まれないほか、配偶者が障がい者であっても障害者控除の対象にはなりません。

申告書の書き方（例）

㉒ 配偶者（特別）控除 配偶者の合計所得金額 173

氏名	春日 花子	生年月日	S36. 1 . 11	同居	身・精・療
個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8				

㉓同一生計配偶者…あなたの前年の合計所得金額が1,000万円超であなたと生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が48万円（給与収入で103万円）以下の場合（注2）

「㉑配偶者（特別）控除同一生計配偶者」の欄に必要な事項を記入してください。
 ※同一生計配偶者の場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用はありませんが、「同一生計配偶者」として扶養の人数に含まれます。よって、配偶者が障がい者の場合は、障害者控除の対象となります。

申告書の書き方（例）

㉓ 配偶者（特別）控除 配偶者の合計所得金額 173

氏名	春日 花子	生年月日	S36. 1 . 11	同居	身・精・療
個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8				

㉔扶養控除…あなたと生計を一にする扶養親族の前年の合計所得金額が48万円（給与収入で103万円）以下の場合（注2）

「㉔扶養控除」の欄に必要な事項を記入してください。
 ※扶養親族が障がい者である場合、障害の程度も併せて記入してください。
 (注1)
 ※別居の親族がいる場合は、申告書裏面「10 別居の扶養親族等に関する事項」にも記入してください。なお、別居や扶養、障害の状況等については、前年の12月31日の状況によって判断します。（年の途中で死亡した場合は、その死亡の日）

申告書の書き方（例）

1	氏名	春日 ハル工	生年月日	S16 11 . 1	続柄	母	同居	④・精・療	3級
2	氏名	春日 次郎	生年月日	H30 2 . 1	続柄	孫	同居	身・精・療	
3	氏名		生年月日		続柄		同居	身・精・療	
4	氏名		生年月日		続柄		同居	身・精・療	

㉕雑損控除…災害や盗難などにより、あなたや生計を一にする親族等の所有する資産に損失が生じた場合

「㉕雑損控除」の欄に必要な事項を記入してください。
 ◇災害や盗難にあったことを証明する証明書、損害金額の明細書などを添付してください。
 ※証明書等の添付がない場合は控除の適用ができません。

㉖医療費控除…あなたや生計を一にする親族等の病気やけがの治療に直接必要な医療費をあなたが支払った場合

「㉖医療費控除」の欄に必要な事項を記入してください。※別紙「医療費控除を受けられる方へ」を参照してください。
 ◇医療費控除の明細書等を添付してください。
 ※明細書等の添付がない場合は、控除の適用ができません。
 ※領収書を添付しても、控除の適用はできません。

申告書の書き方（例）

㉖ 医療費控除

支払った医療費等	150	3	4	0	0	0	0
保険などで補填される金額	151	2	1	0	0	0	0

(注1) 障害者手帳を持っていない人で、精神又は身体に障害があり、日常生活に支障が生じている65歳以上の人は、「障害者控除対象者認定書」の提出により、控除が可能です。「障害者控除対象者認定書」の発行については、高齢課までお問い合わせください。
 (注2) 被扶養者が国外にいる場合は送金関係書類及び親族関係書類が必要となります。

申告書の提出方法

1. 郵送で提出する場合

申告書に必要な事項を記入し、源泉徴収票や控除証明書などの必要書類を申告書に添付し提出する。
 ※申告の控えが必要な場合は、住所・氏名を記入し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
 ※申告者本人のマイナンバーカード（個人番号カード）の写し（両面）を同封してください。マイナンバーカードをお持ちでない人は、通知カード（又はマイナンバーの記載がある住民票等）と併せて、本人確認書類（運転免許証等）の写しを同封してください。

2. 市役所に直接提出する場合

源泉徴収票や控除証明書などの必要書類を持って、ご来庁ください。申告書は受付時に作成できますので、事前に記入する必要はありません。

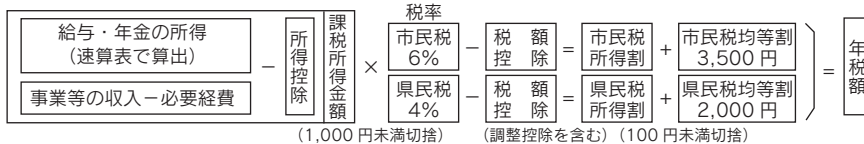
【持ってくるもの】

- ・収入、控除に係る源泉徴収票や控除証明書などの申告に必要な書類
- ・申告者本人のマイナンバーカード

（※マイナンバーカードをお持ちでない人は、通知カード（又はマイナンバーの記載がある住民票等）と併せて、本人確認書類（運転免許証等）をお持ちください。）

【問い合わせ先】 ご不明な点がある人は、税務課市民税担当までお問い合わせください。
 春日市役所 092-584-1111（代表）

市民税・県民税の算出方法



※分離課税所得がある場合は計算方法・税率等が異なります。詳しくは市民税担当までお問い合わせください。

給与・公的年金の所得計算表

○給与収入

収入金額A	給与所得金額
～1,618,999円	A - 550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	(A÷4)×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	(A÷4)×2.8-80,000円
3,600,000円～6,599,999円	(A÷4)×3.2-440,000円
6,600,000円～8,499,999円	A×0.9-1,100,000円
8,500,000円～	A - 1,950,000円

※(A÷4)は千円未満切捨 ※計算結果がマイナスの場合は0円となります

○公的年金等

年金受給者の年齢	公的年金等収入金額(A)	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下の場合	1,000万円を超え2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
65歳以上	330万円以下	A-1,100,000円	A-1,000,000円	A-900,000円
	330万円超410万円以下	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円
	410万円超770万円以下	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円
	770万円超1,000万円以下	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円
	1,000万円超	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円
65歳未満	130万円以下	A-600,000円	A-500,000円	A-400,000円
	130万円超410万円以下	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円
	410万円超770万円以下	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円
	770万円超1,000万円以下	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円
	1,000万円超	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円

○所得金額調整控除

- ①【給与収入850万円超の納税義務者のうち、子育てや介護を行っている人への措置】
《適用条件》以下のいずれかに該当する場合
・本人が特別障害者
・年齢22歳以下の扶養親族を有する
・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する
《計算式》(給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円)-850万円)×10%

- ②【給与所得と年金所得両方を有する人への措置】
給与所得の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計が10万円を超える
《計算式》
給与所得金額(10万円を超える場合は10万円)+公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円)-10万円

所得控除額一覧

区分	控除額
雑損控除	次のいずれか多い金額 ①(損失額-保険等による補てん金額)-(総所得金額等×10%) ②災害関連支出の金額-5万円
医療費控除	(支払った医療費-保険等による補てん金額)-(総所得金額等×5%と10万円のいずれか少ない方の金額) ※控除の限度額 200万円 【セルフメディケーション税制】 (特定の医薬品の購入費用-保険等の補てん額)-12,000円 ※控除の限度額 88,000円
社会保険料控除	支払金額
小規模企業共済等掛金控除	

区分	合計所得金額		控除額(住民税)	控除額(所得税)	人的控除の差額
	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	43万円	48万円	5万円
基礎控除	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	29万円	32万円	5万円
	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超	15万円	16万円	5万円
	2,500万円超		0円(適用なし)	0円(適用なし)	0円
	寡婦控除		26万円	27万円	1万円
障害者控除	ひとり親控除		30万円	35万円	本人別:1万円 本人別:5万円
	勤労学生控除		26万円	27万円	1万円
	特別(身体障害者1・2級、精神1級、療育A)		30万円	40万円	10万円
扶養控除	その他(上記以外の障害者手帳)		26万円	27万円	1万円
	同居特別障害者		53万円	75万円	22万円
	一般	昭和28年1月2日～平成12年1月1日生 平成16年1月2日～平成19年1月1日生	33万円	38万円	5万円
	特定	平成12年1月2日～平成16年1月1日生	45万円	63万円	18万円
	老人	昭和28年1月1日以前生まれ	38万円	48万円	10万円
同居老親等		45万円	58万円	13万円	

区分	保険料の支払金額	地震保険料控除額
	地震	～50,000円
	50,001円～	一律25,000円
旧長期	～5,000円	支払金額の全額
	5,001円～15,000円	支払金額×1/2+2,500円
	15,001円～	一律10,000円
地震と旧長期の両方の保険料の支払いがある場合は、それぞれ上記で計算した控除の合計額 ※控除の限度額 25,000円		
●旧契約	種類	一般生命保険料・個人年金保険料
	限度額	それぞれ35,000円を上限とし、控除限度額は70,000円
●新契約	種類	一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料
	限度額	それぞれ28,000円を上限とし、控除限度額は70,000円

- 旧契約…平成23年12月31日以前に締結した保険契約等
●新契約…平成24年1月1日以降に締結や更新した保険契約等
※一般生命保険料と個人年金保険料、介護医療保険料の複数の保険料がある場合

一般生命保険料について求めた控除額 (限度額:旧契約のみ 35,000円、新契約のみ 及び新旧契約が混在した場合 28,000円)	+	個人年金保険料について求めた控除額 (限度額:旧契約のみ 35,000円、新契約のみ 及び新旧契約が混在した場合 28,000円)	+	介護医療保険料について求めた控除額 (限度額 28,000円)	=	生命保険料控除額
--	---	--	---	------------------------------------	---	----------

※なお、旧契約のみで算出した控除額が新旧契約で算出した控除額を上回る場合は、旧契約のみの控除額を適用します。 限度額 70,000円

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額 ※()内は所得税の控除額					
	900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下	
配偶者控除	控除額	人的控除の差額	控除額	人的控除の差額	控除額	人的控除の差額
	48万円以下	33万円(38万円)	5万円	22万円(26万円)	4万円	11万円(13万円)
老人控除対象配偶者	38万円(48万円)	10万円	26万円(32万円)	6万円	13万円(16万円)	3万円
	48万円超 50万円未満	33万円(38万円)	5万円	22万円(26万円)	4万円	11万円(13万円)
50万円以上 55万円未満	33万円(38万円)	3万円	22万円(26万円)	2万円	11万円(13万円)	1万円
55万円以上 95万円以下	33万円(38万円)	0円	22万円(26万円)	0円	11万円(13万円)	0円
95万円超 100万円以下	33万円(36万円)	0円	22万円(24万円)	0円	11万円(12万円)	0円
	100万円超 105万円以下	31万円(31万円)	0円	21万円(21万円)	0円	0円
105万円超 105万円以下	26万円(26万円)	0円	18万円(18万円)	0円	9万円(9万円)	0円
110万円超 115万円以下	21万円(21万円)	0円	14万円(14万円)	0円	7万円(7万円)	0円
115万円超 120万円以下	16万円(16万円)	0円	11万円(11万円)	0円	6万円(6万円)	0円
120万円超 125万円以下	11万円(11万円)	0円	8万円(8万円)	0円	4万円(4万円)	0円
125万円超 130万円以下	6万円(6万円)	0円	4万円(4万円)	0円	2万円(2万円)	0円
130万円超 133万円以下	3万円(3万円)	0円	2万円(2万円)	0円	1万円(1万円)	0円

調整控除	合計課税所得金額	調整控除額の算出方法
	200万円以下	次の①、②のいずれか少ない金額の5% (市民税3%、県民税2%) ①所得税と住民税の人的控除の差(※)の合計額 ②住民税の合計課税所得金額
200万円超	(所得税と住民税の人的控除の差(※)の合計額-(住民税の合計課税所得金額-200万円))×5% (市民税3%、県民税2%) ただし計算結果が2,500円未満の場合は、2,500円。	

※人的控除の差額については、左記の表をご参照ください。
※合計所得金額が、2,500万円を超える場合は適用外となります。
市民税・県民税納税通知書等の発送について
納税通知書は、6月最初の営業日に発送します。
なお、非課税通知書は発送しませんので、ご了承ください。
※この申告書の手引きは令和4年12月現在の法律に基づいています。
※分離課税所得の申告がある場合は、市民税担当までお問い合わせください。